

性犯罪に関する刑事法検討会
意見要旨集（第11回会議分まで）

性犯罪に関する刑事法検討会
意見要旨集（第11回会議分まで） 目次

第2 刑事手続法について	1
1 公訴時効の在り方	1
(1) 強制性交等の罪について，公訴時効を撤廃し，又はその期間を延長すべきか	1
(2) 一定の年齢未満の者を被害者とする強制性交等の罪について，公訴時効期間を延長することとし，又は一定の期間は公訴時効が進行しないこととすべきか	5
3 いわゆるレイプシールドの在り方	7
4 司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方	10

意見要旨集

第2 刑事手続法について

【第11回会議分まで】

1 公訴時効の在り方

(1) 強制性交等の罪について、公訴時効を撤廃し、又はその期間を延長すべきか

① 被害認識・被害申告をめぐる実情

- 性犯罪は、被害として認識することが難しく、また、解離で記憶を失ったり記憶の保持が困難になったりすることが臨床上知られている。他方で、時間がたって記憶の痛みにある程度耐えられるようになってから記憶がよみがえることもあり、長期反復する虐待を受けていた人が30歳前後で被害を話せるようになることも多い。また、被害申告をして、加害者と直接向き合って証言するためには、被害者自身が健康を取り戻す必要があるが、それには時間がかかるということも考慮すべき
- 被害時に未成年である場合、解離によって被害の記憶を失うことがあるほか、自己の身に起きたことがよく分からずに被害認識に10年以上かかる例もまれではなく、思春期以降に性的なことだと分かっても警察に届け出るような被害とは認識できない例がある。被害時に成人である場合、未成年よりは短いですが、被害認識に1年以上かかることが多く、特に知人からの被害では、見知らぬ人に突然襲われるという性暴力のイメージと一致しないため、被害と認識できない例がある
- アンケートを実施したところ、「身体の一部や異物を口・肛門・膣に挿入された／させられた」被害に遭った者のうち、すぐに被害と認識できなかった者の割合は63.6%、それらの者が認識までにかかった期間の平均は7.46年であり、被害時の年齢が若いほど期間が長いですが、20～30歳代でも11年以上かかる者が一定数いた
- 精神科臨床の経験からすると、単回の被害と比較し、継続的な性的虐待の被害では、被害と認識していなかったり相談できなかったりしており、被害が終わってから臨床に来るまでの期間の長短は、周囲の介入の仕方にもよりますが、成年に達したからといって被害を十分認識できるものではなく、30歳前後にならないと一人ではなかなか被害を認識できないのが実情
- 被害であると認識できても、被害者は、警察が事件として取り上げてくれるのか、警察に届け出て自分は安全なのかと迷い、フラッシュバックなどで被害を口に出すことも難しい状況が続く。相手方との関係性の中で生じる継続的な被害では、その関係を離れて安全が確保されて初めて警察に行くことを考えられるようになることもまれではなく、被害者が自分を責めているために被害を言い出せないことも多い
- 性犯罪の被害には、例えば体を刺されるといったこととは異なり、外から見て第三者が気付きにくく、被害者本人が申告しなければ被害が明るみに出にくいという特徴があるほか、被害者が被害に遭ったこと自体に恥の感情を

抱いたり、自分が悪いから被害に遭ったという自責感が強かったりすること、典型的に周囲に相談することが難しく、仮に相談しても、性に対する社会の意識などの影響によって被害者自身が責められることがあることなどの特徴があり、そのために他の犯罪と比べて被害が潜在化しやすい

② 精神的被害の継続や証拠の残存・散逸をめぐる実情

- 海外の疫学研究によると、レイプの被害に関連するPTSDの有病率は、女性が45.9%、男性が65.0%とされており、いずれも身体的な攻撃による被害に遭った場合よりも高い有病率であることから、性犯罪は被害者の心に与える影響が非常に特殊であるといえる
- 性犯罪については、被害者が長きにわたってトラウマで苦しむことが明らかになっている。他方、最近では、犯行状況の撮影が行われて映像が残っている例も多いほか、被害直後に採取した証拠が冷凍保存されている場合もあるなど、時の経過により変質しない証拠価値の高い証拠が残っている可能性が高まっており、鑑定技術も進歩している
- 犯人のDNAが採取できている場合には、公訴時効期間の延長等により、これまで公訴時効の完成が原因で検挙できなかった被疑者を検挙できる可能性が高まり、逃げ得を許さなくなるという意味で効果がある
- 犯人が画像を撮っている例や、被害者の関係者が録音している例があり、容易に記録できる機器の増加により、そのような例が増加することが考えられるところ、処罰できるかどうかは事案ごとの判断であるが、公訴時効が完成しなければ、少なくとも捜査を尽くした上で訴追の可否が判断されるという意義がある
- トラウマの記憶は、小さな子供であっても比較的よく保持されると言われており、実際のPTSDの治療の場面でも、回復とともに記憶が外部に現れ、10年前や20年前の被害の記憶が非常に生々しく正しく再現されるということはよくある
- 検察官は、有罪と認定されるための証拠の有無という観点から起訴・不起訴の検討を行っており、事件発生から長期間経過して被害申告がなされた場合には、被害者供述について、その信用性や公判への証拠としての顕出の可否等を様々な観点から検討し、合理的疑いを超える程度に立証ができるかどうかを判断することとなるので、事件から長期間経過したことが、訴追される側にとってのみ不利になるわけではないと思われる
- 公訴時効の趣旨の一つは法的安定性であり、訴追される側の利益も考えなければならぬのであって、時の経過により、訴追される側の証拠も散逸するし、性犯罪の多くの事件で重要な役割を果たす被害者供述が、記憶の変容により信用性に重大な問題を生じることがある
- 性犯罪には、被害の認識に時間がかかったり、家庭内の被害を周囲に明らかにすることが困難であるという特殊性があることは分かるが、他方で、そのような犯罪であるからこそ、客観的な証拠が乏しく、捜査が開始された時点では証拠が保全されていないという軽視できない問題がある。検察官が起

訴・不起訴の判断を行う際に供述の信用性を慎重に吟味するとしても、客観的な証拠がなく、供述に依拠して起訴することはあり、その場合に、供述の信用性を減殺するための証拠が散逸していることはあり得る

③ 公訴時効を撤廃することの要否・当否

- 被害者が成人の場合も含めて公訴時効を撤廃し、性犯罪は時間の経過により許される罪ではないことを示すべき
- 公訴時効を被害を訴える権利の問題と捉えている被害者は非常に多く、法の正義が自分に適用されないことに被害者は苦しんでいる。被害者が未成年者の場合には公訴時効を撤廃すべきであるし、それが難しいのであれば、人の寿命と同じ期間まで公訴時効期間を延長し、幅広く被害を訴えることができるようにすべき
- 公訴時効の撤廃は、その犯罪には公訴時効制度の趣旨が妥当しないということの意味する。平成22年に殺人等の公訴時効が撤廃されたのは、殺人については時間の経過により犯人が一律に処罰されなくなることは不当であるという意識が国民の間で広く共有されているとの理由によるものであったが、性犯罪についてそこまでの社会的合意ができていないかは疑問があり、生命を奪う犯罪である傷害致死罪の公訴時効が撤廃されていないこととの均衡からも、現時点で性犯罪の公訴時効を撤廃することの説明は困難
- 公訴時効の撤廃は、時間の経過との関係で、検察側の立証や弁護側の証拠の保全等に与える影響が非常に大きい

④ 上記③のほか、特別の取扱いをすることの要否・当否

- 公訴時効の撤廃に問題があるとしても、諸外国のように、成年又は一定の年齢まで公訴時効を停止し、その後、20年、30年たっても被害を訴えられるようにすべき。解離症状で記憶が失われていたり被害を認識できなかったりする間に公訴時効が進行するのは、被害者にとっては不正義であるから、その期間は公訴時効を停止することも考えられる
- 公訴時効制度は、犯人処罰の必要性和法的安定性の調和とも言われるが、一般国民には理解が難しく、説得力のある説明がなされているとはいえないから、性犯罪の被害の実情や証拠が残存している状況も踏まえ、被害者の視点から再検討して制度を改正すべきであり、科学的・客観的な証拠が収集され、立証が可能な事件については、公訴時効期間を延長すべき
- 公訴時効期間は、法定刑を基本的な基準として定められているが、現行法上、特定の罪種について別の観点から異なる取扱いとすることも許容される。性犯罪については、①被害の害悪や影響が長期にわたって残存すること、②被害者が被害と認識して相談・届出をすることができない場合や、被害認識を形成しても、周囲の目や人間関係、被害を語ることへの心理的抵抗といった様々な理由から被害申告が困難である場合が少なくないことから、特別の取扱いをすることも検討に値するところであり、②については、特に年少者に妥当する
- 公訴時効期間を延長すると、証拠の散逸による誤判のおそれが生じないか

が懸念されるが、検察官が立証責任を負うことなど立証に関わる刑事訴訟法上の諸制度・仕組みが正しく機能する限り、「疑わしきは被告人の利益に」という原則に従い、証拠によって認められる限りの事実が認定されるにとどまるので、根拠のない有罪判決のおそれが高まることにはならない

- 被告人に有利な事情を示す証拠の散逸により防御が困難になるという指摘については、検察官が十分な立証を行えるかという問題であるし、被疑者・被告人の地位に置かれること自体についても、一般に、検察官は有罪の見込みなく公訴提起することは許されないと理解されており、そのような原則に従う限り、訴追される負担が理由なく広がることにはならない。そして、相応の根拠がないのに重い負担が課されることにならないのであれば、時間がたっていることによって特に不合理な負担が生じることにはならない
- 長期間たってから被害と認識した場合、そもそも行為があったかどうかの証拠が散逸し、客観的証拠が残っていない場合が多いと思われるし、仮に、犯人の画像等が残っていたとしても、その人物が被疑者・被告人であるかという識別の問題が生じた場合に、例えば、被疑者・被告人がその時間にはそこにいなかったという反証が証拠の散逸によって難しくなるし、同意の有無やその誤信について争う場合に、被害者との関係性や当時の被害者の態度、あるいは周囲から二人がどのような関係に見えたかといった反証のための有利な証拠が散逸していることが考えられ、公訴時効の撤廃や停止については慎重であるべき
- 公訴時効は、長期にわたって起訴されていないという事実状態の尊重の観点や、証拠の散逸によって生ずる誤判を防止するとの観点から、法が特に訴追を許さないこととした制度であると言われており、被疑者・被告人の防御の利益のために極めて重要な制度であるし、刑罰という国家による大きな権利の制約を伴う手続は抑制的であるべきなので、公訴時効期間を著しく延ばすことには問題がある

⑤ 特別の取扱いとする上での検討課題

- 現行の刑訴法では、公訴時効の停止は一旦進行を始めた時効が一定の事由がある場合に止まることを意味するので、現行制度の枠内で公訴時効の完成を遅らせることとするのであれば、公訴時効の停止ではなく、公訴時効の起算点自体を遅らせるか、端的に公訴時効期間を延長するという方法が考えられ、理論的に説明が付くのであれば、いずれか一方によることも、両者を組み合わせることも可能と思われる。現行の刑訴法では、公訴時効の起算点は犯罪行為が終わった時とされ、一般には、犯罪行為が終了して結果が発生した時点と解されているので、性犯罪について公訴時効の起算点を遅らせることとする場合には、性犯罪については、一般的・類型的に、犯罪結果が発生しても公訴時効の趣旨がなお妥当しないことの理論的根拠を説明できるのが検討課題となる。その説明ができ、性犯罪について公訴時効の起算点を遅らせることとする場合には、具体的にどの時点まで遅らせることにするのか、また、その根拠をどう考えるかについて、検討する必要がある。また、現行

の刑訴法では、公訴時効期間は基本的に法定刑を基準として定められているので、性犯罪について法定刑を引き上げずに公訴時効期間を延長する場合には、性犯罪については、他の犯罪とは異なる特別な事情が認められることの理論的根拠を説明できるかが検討課題となる。その説明ができ、性犯罪について公訴時効期間を延長することとする場合には、具体的にどの程度期間を延長することにするのか、また、その根拠をどう考えるかについて、検討する必要がある

- 公訴時効の開始時点で存在し、それゆえ公訴時効を最初から進行させない停止事由を認めることとする場合には、現行の刑訴法において、犯人が国外にいる場合には事実上捜査を行うことができないため公訴時効が停止するとされていることと同様の考え方に立って、性犯罪については被害認識や被害申告が困難であり、事実上捜査を行うことができないことを根拠に、性犯罪であること自体、あるいは被害者が一定の年齢未満であることを、新たな公訴時効の停止事由とすることが考えられる。他方、停止事由を追加するのではなく、事実上捜査を行うことのできない期間の分だけ、起算点を遅らせる方法も考えられるが、その場合、実質は停止事由の追加であるので、公訴時効制度の趣旨に照らして正当化されるかということの問題とせず、端的に事実上捜査を行うことができないことを根拠に起算点を遅らせるという説明が可能と思われる

⑥ 特別の取扱いをする場合の運用上の課題

- 警察では、捜査の過程で収集された証拠品や捜査資料を公訴時効の完成まで保管する必要がある。特に、DNA試料は冷凍庫で保管しているところ、これらを保管するためのスペースの問題や、紛失・劣化への対応という課題があるほか、被害の発生から長期間たってから被害認識ができて初めて警察に届出がなされ、客観証拠が得られてない場合における立証の問題、警察の限られた人的資源の配分・活用についても考える必要がある
- DNA資料を保管するための冷凍庫のスペースや警察の人員などの警察の資源の問題は、治安の維持や法的正義の実現に必要な予算の確保の問題である

(2) 一定の年齢未満の者を被害者とする強制性交等の罪について、公訴時効期間を延長することとし、又は一定の期間は公訴時効が進行しないこととすべきか

① 子供の被害の実態

- 身体的虐待やネグレクトについては、外傷や体重減少、衣服の汚れなどにより、子供が被害に遭っていることに周囲の大人が気付くことが比較的多いが、性犯罪や性的虐待は、外見からは被害に遭っていることが分からず、子供の行動からも分かりにくいので、子供自身が被害に遭っていることを述べない限り、周囲の大人は気付かない

② 特別の取扱いをすることの要否・当否

- 被害者が子供である場合、親に被害を伝えても親が届出をしないことがあるほか、監護者による性交など届出が大変困難なものがある。また、子供は、

性や性暴力に関する知識や理解の程度が大人と異なり、力が弱く、年長の加害者からの脅しが強い恐怖となり得るので、言いくるめられたり脅されたりしていたら被害を話せないし、加害者が知人であると更に話せないのも、一人で考えて警察に届け出て捜査に関わることができる年齢になるまで、公訴時効を停止させることが必要

- 未成年者に対して繰り返し行われる性的虐待については、犯行日時が特定できないために公訴時効の起算点が定まらず、その結果、公訴時効が完成しているかもしれないことを理由として立件ができない事案があるが、未成年者について、一定年齢に達するまで公訴時効が進行しないこととすれば、この問題は解決できる
- 加害者が親等である場合には、被害者である子供は、家庭的・社会的・経済的に加害者に依存している場合が多く、被害を申告することが難しいので、少なくとも、未成年者の公訴時効の起算点を25歳又は30歳まで遅らせるべきであるし、未成年者の特殊性・脆弱性を踏まえると、公訴時効期間を延長することも検討すべき
- 特に未成年者については、周囲の者も本人も被害を認識できないという問題があるので、一定の年齢まで公訴時効の起算点を遅らせることが必要であると考えますが、その方法については、例えば、被害者が30歳に達するまで全ての性犯罪について公訴時効の起算点を遅らせる方法や、被害者が18歳未満の者である場合に限り、28歳に達するまで公訴時効の起算点を遅らせるといった方法が考えられる
- 親や教師からの被害を申告することは極めて困難であることや、現行法において監護者性交等罪が設けられていることに鑑みれば、未成年者が被害に遭った場合を特に手厚く保護することには十分な理由があり、未成年者の被害については、海外の法制に倣って、成年に達するまで起算点を遅らせるという方法を採用得る
- 時の経過によって性的行為についての合意の立証が難しくなるとの指摘があるが、監護者による事案や被害者がいわゆる性交同意年齢を満たしていない事案では、合意の有無は問題にならない
- 被害者が子供の場合、セラピストの接し方によっては供述を誤導している危険性があることや、家族からの影響や伝わる情報によって記憶が変容している可能性もあることなど、発生から長期間経過してから発覚した事件の有する危険性を認識する必要がある

③ その他

- 児童の性的虐待については、早期の発見と対応が重要であるので、児童に対してどのような行為が性的被害に当たるのかを教え、また、被害を申告しやすい環境を作るなどし、周囲の大人が早期に介入することを可能とする制度を確立することが大事である

3 いわゆるレイプシールドの在り方

被害者の性的な経験や傾向に関する証拠を公判に顕出することを原則として禁止することとすべきか

① 捜査・公判における二次被害の実態

- 弁護人が要証事実とは無関係な性的な事項に言及して被害者をおとしめることが現に法廷で行われており、例えば、被害とは関係がないとして公判前に裁判所・検察官・被告人側で合意したにもかかわらず、弁護人が法廷で被害者の職業に殊更に言及したり、弁護人が被害とは無関係の被害者の既往歴やピルの服用に言及したりする例があるが、裁判所の訴訟指揮に任せられ、漫然と放置される例があるなど、裁判官により訴訟指揮に相当程度の違いがある
- 警察官による個人差はあるが、被害を訴えたときに、警察官から、裁判で嫌な質問をされるとか、過去の出来事を持ち出されるなどと言われて被害届を取り下げた例があるし、すぐに警察に届け出なかったことを理由に、同意を疑われる例もある。また、その場から逃げなかったことを理由の一つとして性犯罪の無罪判決が出たり、これまでにいろいろな人と性的関係を持っているから今回も同意があると推測して被害者の訴えを信用しなかったりすることが司法の現場で起きており、社会全体に、被害者心理や危機的状況に置かれた人の反応についての無理解、レイプ神話に基づくジェンダーバイアスがある
- 見知らぬ人から被害に遭った女性が、法廷で、風俗や水商売の仕事に就いていたことに言及されることや、加害者との過去の関係以外の性関係が問題になることがあり、また、警察の捜査の段階で二次被害的に言及されることがあり、明確な禁止規定が必要

② 現行法の下での対応の実情

- 被害者の証人尋問において、弁護人から被害者の性的な経験や傾向について質問がなされ、検察官が事件に関係がないとして異議を出した場合、裁判所は、弁護人の意見を聴き、関係がないと判断すれば質問を認めず、又は質問を変更させることになり、仮に必要であったとしても、質問の方法が被害者を侮辱するものである場合には、質問の方法を変更させ、又は質問を止めさせることがある。また、裁判官は、裁判での被害者への配慮やレイプ神話などに関する専門家の講演などを通じ、偏見に基づく不当な扱いをしていないか、二次被害を与えていないかを常に心に留め、努力している
- レイプシールドに関係する異議事由としては、関連性がない、証人の名誉を害する事項である、又は侮辱的な尋問であるといったものが考えられ、検察官は、被告人の認否、弁護人の主張内容、当該弁護人の過去の裁判における訴訟追行の傾向等を踏まえて弁護人による尋問内容を想定し、どのような異議を述べるべきかをシミュレーションした上で公判に臨んでいる。検察官としては、被害者の性的な経験や傾向について、立証すべき事項との関係で自然的関連性が認められる場合は極めて限られると考えており、法廷における異議対応を懸命に行っている

- 水商売に従事しているからとって性的行為に同意があったことにはならないという裁判例が集積されており、そうした被害者の属性そのものを重要な立証事項と考えている弁護人は恐らくいないが、立証上、被害者の属性に言及せざるを得ない事件があり、例えば、売春の支払金額でもめた、出会い系サイトで知り合っただけで性的関係を持ったことが家族や恋人にばれた、若い被害者が性的な事柄への関心から積極的に関係を持とうとしたといった事案においては、同意の立証のため、被害者の属性を争点とせざるを得ない
- 公判前整理手続に付されていない場合、裁判所は争点を知らずに裁判に臨んでおり、弁護人の質問が争点に関わりがあるのかが分からないまま、検察官が適切に異議を述べずに放置され、それが裁判所の訴訟指揮が悪いという批判につながっている例もあるのではないか

③ 新たな規定を設けることの要否・当否

- 被害者は、被害を訴えるといろいろなことを言われる、警察で嫌な質問をされるといった情報をインターネットで検索しており、そのようなことを言われたら心身の状態が悪化する、生きていけないなどと考え、訴えることが難しくなるので、統一した見解を明示し、不適切な質問や同意に関する誤った判断がなされないよう、レイプシールド法を制定すべき
- 法廷では不要・不適切な尋問は行われなことを明文で示し、被害申告を考えている人に説明できるようにしておく必要があるし、不適切な反対尋問がされない法律を整備しておくことが重要
- 不適切な質問に対して検察官が異議を出すかどうかにかかわらず、質問された時点で被害者を侮辱するような事態が起きているのであるから、刑事訴訟法に確認規定を設ける、研修を行う、指針を定めるといったことも含めて、何らかの手当てをすべき
- 過去の性的な経験や傾向が、今起きている出来事の同意の有無には関わらないということが何らかの形で明確になれば、捜査段階の聴取の仕方が変わるなどして、被害者の二次被害が減るのではないか。また、性被害に対する偏見や先入観はいまだ大きく、証拠の関連性の判断全体にバイアスがかかっている可能性があるから、レイプシールドの在り方の検討、レイプ神話・ジェンダー・セクシャリティーに関する司法関係者への適切な研修を検討すべき
- 証拠の提出や尋問に当たっては、検察官による意見・異議と裁判所の裁定が適切になされれば、関連性のない証拠や質問は排除されるはずであり、他方、関連性・必要性がある場合にまで禁止する規定を置くことは、憲法で保障された反対尋問権を不当に制限するものであり、認められるべきでない

④ 具体的な対応策の在り方

- 要証事実と関係のある質問であっても、殊更に侮辱的な聞き方をする弁護人がいることから、刑事訴訟法や刑事訴訟規則でなくてもいいので、法律に、被害者や法廷を侮辱してはならない旨や、侮辱的な発言がなされないよう訴訟指揮を積極的に行わなければならない旨の規定を設けることが必要
- 被害者の性的な経験や傾向を立証することが被告人の防御に必要であれば、

それを一切認めないことは許されないので、仮に立法をすとしても、関連性や必要性のない証拠の取調べを認めない、又は不相当な質問は認めないといった現在の運用を確認する規定を置くことになると考えられるが、その際には、前科証拠の扱いなども含め、関連性についての一連の規定を設けるのが筋である。レイプシールドについてのみ規定を置くことについては、関連性や必要性に関して裁判所が誤った理解・解釈をしているのであれば、特別な規定を置いてそれを正す意味があるが、個別の事件における判断の誤りなのであれば、裁判所内部での研修や運用面の指針の作成などの方法で対処すべき

- 仮に明文で被害者の性的な経験・傾向に関する証拠の顕出を制限するルールを定めるとしても、一定の例外が必要になるが、例えば、被告人が同意の下での性交であったと主張するに当たり、被害者がその交際相手に被告人との性交の事実を知られたくないために同意なく性交されたと虚偽を述べている旨主張する場合など、防御のために、被害者の第三者との性的関係を含む交友関係等の事情に言及することが避けられない場面も考えられ、こうした防御上の関連性が認められる場面は、無制約ではないものの、相応の広がりを持つと考えられる。こうした事情を踏まえ、制限される証拠の内容や例外を、過不足なく、また、その他の類型の証拠の取扱いとの関係も踏まえた上で規定する必要があるが、外国法制の在り方などにも鑑みると、これを明確かつ適切に規定できるかについては検討を要する
- 個別の事件において証人の性的遍歴に関する質問や侮辱的な言葉の使用に対する制限を決めることができる制度を設ける方法もあり得るし、運用において、公判前整理手続や事前の打合せで証拠提出や尋問の範囲を明確に定め、合意に反する行為がなされないように強くコントロールして、適切な訴訟指揮や異議申立てができるようにし、それが機能するようになれば、証人となる被害者にとっても予測可能性があり、利益になる
- 法廷で被害者を侮辱しないという観点から見て、現行法の運用には問題があるため、法曹三者でガイドラインのようなものを作り、裁判官、検察官、警察、弁護士等の間での研修を強化するなどして、被害者が安心して刑事裁判の場に臨めるよう一層積極的な取組を行うことが必要ではないか
- 警察官が、前科や前歴のある人、不良だと考える人、風俗関係の人等に対して、偏見に基づく対応をすることがあることから、被害申告の際の警察官の対応の在り方を改善するとともに、警察官に対して、性被害者についての教育や啓発をすることが必要不可欠
- 侮辱的な質問をそうだとは思わない場合があることなどを踏まえた研修が必要である。そのために、法廷や司法の場での被害者に対する侮辱的な発言等がどのくらい行われているのかについての調査が必要であるし、例えば、イギリスでは、裁判官は3年に1回、3日間のトレーニング等をしているが、そういった研修をしないことの妥当性の調査・検証もすべき

4 司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方

司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、特別に証拠能力を認める規定を設けるべきか

① 刑事訴訟法321条1項の運用の実情

- 検察官が請求した被害者の供述調書を不同意とされた場合には、被害者の証人尋問請求をしなければならず、刑事訴訟法321条1項2号により証拠能力が認められるのは、証人尋問を実施して相反供述とされた場合や、供述不能の場合に限られる。供述不能要件の認定の運用は厳しく、検察官が証人の状態から供述不能に当たると判断し、その供述調書を証拠請求しても、裁判所から、実際に出廷することができないという事実を示すよう厳しく求められる例もある

② 法廷で証言することに伴う負担

- 被害者が裁判官や被告人の前で証言することで、その内容が真実かどうかを明らかにする必要があるというのは、トラウマ経験を持っている人に、ほぼ不可能なことを要求するものであり、耐えられない出来事を経験して安全感や信頼感が奪われた人が、非日常的な権威的で安全でないと感じられる場所に行くことで、緊張やストレスが高まって記憶へのアクセスが失われ、かえって適切な証言ができなくなる
- 子供の心理に精通していない人が聴取するたびに子供の心の傷口は刺激され、警察の聴取や裁判での証言の後に状態が悪化したり、事件について聴かれることが嫌だとカウンセリングに来なくなったりする子供がいるし、子供にそのような負担を負わせたくないとして届出を諦める保護者もいる。年齢を問わず、被害を一から話すことは、その場で正に被害が起きているかのような苦痛を感じかねないことであり、大人であっても意見陳述や証言で泣き崩れる人がいるし、子供の脆弱な心にはそれが非常に大きな負担となる
- 年齢が若いほど、脳が発達途上であり、ストレス耐性も低く、精神的に脆弱である。13歳未満の子供は特に脆弱だと思われるが、おおむね成人未満の思春期の子供であっても、情動のコントロール能力がとても低く、トラウマがなくても不安定で、ストレスの影響を大変受けやすいと言われている。こうした年齢の子供たちについては、特に繰り返しの供述によるストレスを軽減すべきであるし、また、法廷のようなストレスの強い状況では、十分な記憶の想起ができず、かえって真実の追究から遠のく可能性がある

③ 司法面接的手法による聴取の在り方

- 性犯罪の被害者は、成人であっても、聴取の当初は被害を過少に申告するなど、適切に被害を申告することが難しい状況にあるので、全件について司法面接を行うべきとの医師の指摘がある
- 司法面接は相対的に優れた手段であるにすぎず、司法面接さえすれば事実が全て分かるとか、子供が全く傷つかないというわけではなく、司法面接のときに既に回避的で話せなかったり、被害の最中から記憶の変容が起きたりする例

もあり、司法面接に至る経過も供述の在り方も様々であって、司法面接の技術にも差異がある。とはいえ、子供の負担や記憶の問題を考えれば、司法面接により質の高い供述が得られることが望ましく、同時に、司法面接の手法を評価していくことも必要

- 司法面接の運用についても更なる検討が必要であり、記憶の汚染を防ぎ、子供の心を守りながら正確に記憶を聴取する上で、子供の発達や心理についての研修が多く行われる必要があるし、それらに精通して訓練を受けた人が、何が重要であるかを理解した上でプロトコルを遵守して聴取を行うことが必要
 - 司法面接のプロトコルは、各開発者が正しいと考えるコンセプトが具体化されたものであるから、面接者が開発者の許可を得ないで勝手に複数のプロトコルを組み合わせたたり、つまみ食いをしてはならないと主張されており、プロトコルの遵守の有無は、司法面接の手法の信頼性に関わる。後の検証に耐えられる司法面接であるためには、どのようなプロトコルを採用するのかについて、より厳密に考える必要がある
 - 専門家が聴取することが最適であるし、検察庁・警察・児童相談所という場所自体が、悪いことをした人のことを話す場所であるという暗示性を持つ可能性があることも考えるべきである
 - 言語能力に問題がある子供や障害者等の供述弱者について、証人尋問という言語作用を用いた記憶のチェックが必ずしも適切ではないのではないかという問題意識については理解するが、供述弱者から供述を引き出す作業は非常にデリケートであり、聞き手のささいな言動が供述者に対する暗示になりかねないから、研修を受けた検察官が代表者聴取を行うとしても、心理学的な知見を持たない法律家が行うことには変わりはないという問題を考える必要がある。つまみ食いの勉強しかしていない検察官による代表者聴取自体が非常に安易で問題なのではないか
 - 司法面接を担当する検察官は、研修を受けた上で、プロトコルに従って聴取を実施する努力をしているところ、検察官が聴取主体となった代表者聴取の実施件数は、平成30年は1,067件、平成31年は1,221件であり、研修を受けた検察官が一人当たり数十件程度経験を積んでいる現状にある。また、捜査実務においては、司法面接的手法による聴取結果の信用性を評価する観点から、供述者が司法面接に至るまでの間に母親又は警察官からどのような示唆を受けたかについて、検察官又は警察官が確認を行っている
- ④ 特別に証拠能力を認める規定を設けることの要否・当否**
- 子供の聴取においては、年齢、発達レベル、記憶に対するトラウマの影響、暗示性、バイアスなどを考慮する必要があるとされ、また、子供から正確な回答を得るためには、サポートティブな姿勢、すなわち、安心できる環境や対応が必要であり、子供の限られた語彙に合わせて記憶を聴き取り、ノンバーバルな情報を読み取る必要がある。司法面接の実施までの間に記憶が汚染される可能性を考慮しても、少なくとも司法面接の 때가最も適切な聴取の段階であり、子供の発達や心理に精通して訓練を受けた人による司法面接の録画が情報として

最も適切であるから、主尋問においては司法面接の方が正確であるし、証言の信用性が争われる場合には、聴取者や、映像を見て誘導の有無を判断できる司法面接に精通した人を尋問する方法が考えられる

- 司法面接の質について様々な懸念があるとしても、法廷での証人尋問に司法面接を超える力はない。特に、虐待された子供の場合、証人尋問の場のように、非常に権威的な人の面前において厳しいことを言われると、その人を怒らせないようにするためにはどうしたらいいかということで精いっぱいになることがよくあり、裁判自体が子供にとって非常に侵襲的になり得るということを考えるべき
- 司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を証拠として用いることを認める必要性として、①捜査段階の複数回の取調べや公判廷での証言で被害を体験させられることは、心身に多大な悪影響を与え、その後の人生にも影響を及ぼすところ、供述の反復によって生じる問題は、遮蔽やビデオリンクなどの証人保護措置では対処できないこと、②誘導や暗示を受けやすく、記憶の変容を生じやすい年少者の特性から、初期の供述を確保しておく必要がある、司法面接的手法により聴取された供述の方が信用性が高い場合があるので、これにより正確な事実認定を確保する必要があることが挙げられる。特に子供の場合、①について、心身の健全な成長に与える悪影響が重篤であるといえる
- 司法面接の状況を録音・録画することによって、その状況の確認が可能となり、後に信用性がないと判断されることもあり得るのであって、司法面接的手法を用いたからといって、録音・録画された供述があるからといって直ちに有罪となるわけではない
- 司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体が証拠として採用された件数が非常に少ない現状では、同媒体に特別な証拠能力を認める規定を設けることは妥当ではなく、よりエビデンスをそろえる必要があると思われる。被害者が法廷で証言することが非常につらいということであれば、入院中の被害者の場合には病院で証人尋問を行うなど、期日外尋問を弾力的に運用するという方法も考えられるのではないか
- 供述弱者や被害者が二次被害に遭わないように配慮するための方策として、既に刑事訴訟法上、遮蔽、ビデオリンク、期日外尋問といった反対尋問権の制約に当たるような措置が設けられている。期日外尋問については、被害者の証言を直接聞きたいという被告人の要望が強いとしても、中立な裁判官の面前で立証責任を負う検察官が主尋問をし、弁護人が被告人の立場から反対尋問をすることが制度的に担保されていることから、被告人の納得も一定程度得られると思われるが、それを超えて、法曹三者の面前における尋問の機会を全く経ることなく、証拠能力を認めることには抵抗がある
- 憲法37条の証人審問権は、刑事弁護において譲れない権利であり、証人が判断者である裁判官の面前で尋問されること自体に価値があり、また、主尋問を聞いて直ぐに反対尋問を行うというライブ感こそが大事である。主尋問の意

味は、質問をされながらその場で証人の被害や目撃当時の状況についての記憶が引き出されていくことにあり、主尋問に続けて反対尋問を行うことによってその場で主尋問で供述された記憶の精査ができることになるが、司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体は、飽くまでも聴取時点での記録にすぎず、本来の主尋問で得られるはずの供述とは異なるものであるし、反対尋問が行えるといっても、反対尋問をされる前に証人が同媒体を見て自分の記憶を確認して法廷に臨むのでは、証人の記憶が同媒体の内容で固められてしまうこととなる

- 即時の反対尋問ができない公判廷以外の供述であっても、現行法上は一定の要件の下に使用が許可されており、それを全面的に否定するのではない限り、既存の許容される証拠と同等の性質が担保される要件の下で、司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体の証拠能力を認める余地はあり得るのではないか

⑤ 具体的な規定の在り方（基本的な考え方）

- 子供に対して誘導・暗示的な質問がされないように、また、二次被害を起こさないように、必要な情報を客観的に聴取して録画することは、証言の変遷を防ぎ、被害者を保護するために必須のこととして実施されているので、そのまま証拠として採用されるべき
- 被害者は、法廷に立たされること、加害者を前にすること、その場で様々なことを言われることなどにより動揺し、そのたびに心拍の亢進、速い呼吸、解離等の心身の反応が起こるため、原則として、子供や障害者、言語的な表現が難しい人たちは、司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を主尋問に代える形で裁判の証拠とできるようにするべき
- 子供や知的障害者などの供述弱者の供述をいかに刑事裁判の証拠とするかという問題であり、証拠法上の手当てが必要であるところ、司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体については、表情、間合い、息遣い等をありのままに映し出すデジタルな証拠であるから、その内容を見れば、裁判所も弁護人も、供述者の供述態度等をリアルに観察できるということを重視した上で、弁護人の防御権の問題や、反対尋問なしに証拠能力を認めると被告人が納得できず、再犯防止にもならないことも考慮し、諸外国の制度を参考にし、反対尋問を条件に原則として同媒体の証拠能力を認めるべき
- 司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体は、被害状況等を立証するために用いる場合には伝聞証拠に当たるところ、刑事訴訟法は、証拠とする必要性和信用性の情況的保障の強弱の兼ね合いによって伝聞証拠の例外を認めている。これを前提に検討すると、規定の在り方としては、①刑事訴訟法321条1項3号のように、反対尋問の機会を与えることなく証拠能力を認める規定と、②同法321条の2のように、反対尋問の機会を保障した上で、主尋問に代えて証拠能力を認める規定とが考えられる。①の方法は、高度の必要性がある場合に限られると思われるが、性犯罪の被害者等の中でも、年少者については、繰り返し被害の状況を供述することによる心的外傷の症状の

悪化等が極めて重篤であるとされ、公判期日において証言をすれば、将来において心身の故障に至るおそれが現実的なものとして想定されるので、高度の必要性が認められると思われる。信用性の情況的保障については、同法321条1項3号と同等の状況が必要となると考えられ、事件から近い時期に誘導や暗示を排除した聴取手法を用いるといった司法面接の要素や、供述に至る経緯、聴取者の立場等の要素を要件ないし考慮要素として明文化することが考えられる。②については、反対尋問の機会が保障されているので、①ほど厳格な要件を設ける必要はないが、裁判官の面前における供述ではなく、信用性の情況的保障が典型的に高いとはいえないため、先ほどと同様、司法面接の手法に着目した特信性の要件を設けることによってこの点を補うことが考えられる

- 司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体は、被告人以外の者の供述録取書に準ずるものであり、同供述録取書については、刑事訴訟法321条1項各号において、一定の要件の下で証拠とすることが認められているところ、反対尋問の機会を与えることなく証拠能力を認める規定の具体的な在り方については、同項3号を基準にして考えるべきと思われる。同号は、必要性に関して「供述不能」と「不可欠性」を、信用性の情況的保障に関して「特信性」を要件としているところ、「供述不能」の要件は高度の必要性を示すものとして規定されたもので、論理的にそれに限られるというのではなく、高度な必要性を示す別の要件に代えることもできると思われる。被害について繰り返し供述することで、その者の心身の健康又は健全な成長に重大な悪影響を及ぼす場合が、公判外での供述を利用する高度の必要性を示す要件に当たると言えるのであれば、そのような場合を適切に捕捉するために、対象となる犯罪の種類や供述者の年齢・立場等をどのように限定するのかといった点について、検討する必要がある
- 反対尋問の機会を保障した上で、主尋問に代えて証拠能力を認める規定の具体的な在り方については、刑事訴訟法321条の2が検討の出発点となると思われる。同条の対象となるのは、裁判官の面前における供述及びその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書であるから、本来であれば、同法321条1項1号に該当する場合、つまり、供述不能又は供述者が公判期日において書面上の供述と異なった供述をしたという要件を満たす場合に限り、証拠とすることが認められることになるはずであるが、性犯罪の被害者等が同一の事実について繰り返し証言する負担を軽減する必要があるという被害者保護の必要性を前提として、ビデオリンク方式による証人尋問における証言が、裁判官の面前で、かつ、宣誓をした上でなされたものである上、事実認定者である裁判官が、その状況を記録した記録媒体を見ることによって、証人尋問時における証人の証言態度を観察できるという信用性の情況的保障があることから、被告人に反対尋問の機会を与えることを条件として、証拠とすることを認めるものである。これに対して、司法面接的手法による聴取における供述には、信用性の情況的保障に関して、裁判官の面前で、かつ、宣誓をした上でなされたものであるという要素が欠けているものの、そもそも低年齢の者については、

宣誓能力自体認められない場合もあり得るし、仮にその能力があったとしても、司法面接の対象となる年少者に宣誓をさせることが供述の信用性の確保にどれほどの意味を持つかについては疑問もあることから、問題となるのは、供述が裁判官の面前でなされていないという点を別の要件によって補うことができるかということである。この点については、裁判官の面前における供述を対象としている同号が「供述不能」又は相反供述をしたことのみを要件とするのに対して、同項3号が、「供述不能」、「不可欠性」、「特信性」を要件としていることに鑑みれば、裁判官の面前でなされた供述でないことによって信用性の情況的保障の程度が劣っている点を「不可欠性」と「特信性」を要求することによって補っていると理解することができるから、司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、性犯罪の被害者等の供述であることと、反対尋問の機会を付与することを要件としつつ、それに加えて、不可欠性、特信性を要件にすることによって、新たな伝聞例外を創設することが考えられるのではないか

- 現在の代表者聴取は、警察・検察官・児童相談所が行っているところ、どれだけ訓練を受けていても、捜査や訴追を行い、被害を調べる立場の者による聴取では暗示・誘導のおそれが払拭できないから、医師や臨床心理士など中立な第三者が聴取すべきであるし、仮にそのように得られた供述であったとしても、詳細かつ迫真的なうその供述が語られることがあり、当然に信用性が認められるわけではないから、被告人が事実を争う場合には、主尋問に代替するものとしても証拠能力を認めるべきではなく、証人尋問を行い、証人が記憶がなかったり泣き崩れたりして証言ができない場合に限り、刑事訴訟法321条1項2号の要件に従って判断されるべき

⑥ 具体的な規定の在り方（聴取主体・対象者・聴取手法等）

- 刑事訴訟法321条3項や同条4項のように、どのような聴取を行ったのかということ聴取者に十分に尋問する機会を与えることにより、証拠能力を認めるという方向性はあると思うが、その場合でも、現在の代表者聴取が捜査機関主導で行われることが多いことは問題であるから、医師や臨床心理士といった有資格者が、より受容的な環境でプロトコルを遵守して行った司法面接について、聴取者に対する尋問の機会は与えることとした上で証拠能力を認める制度にすることが考えられる
- 証拠能力を認める要件として、特信性の要件の下で、できるだけ暗示・誘導が排除されていることを要求し、かつ、聴取状況の録音・録画を要求した場合には、裁判所が証拠能力を判断するに当たり、録音・録画記録媒体の内容を見ることで聴取者による暗示・誘導の有無を見極めることができると考えられ、相当な方法で聴取が行われなかった場合には、裁判所により、証拠能力を認めないとの判断が適切に行われると考えられるから、聴取主体から捜査機関や児童相談所の職員を全面的に除外するまでの必然性はないと思われる。また、特信性を支える要素として、聴取が事件から近い時期に行われたことを規定するのであれば、聴取者の範囲を狭く捉えることは、その妨げになるように

思われる

- 刑事事件の枠組み、聴取の仕方、どのような間接事実を拾えばよいかということを理解しない者が聴取をすると、何も立証できない記録が出来上がる可能性が十分にあるところ、そのような場合に、結局、検察官が従来どおり供述調書を作成せざるを得ないこととなると、被害者の負担軽減や記憶の汚染防止等の趣旨との関係で司法面接の意味自体がなくなってしまうから、検察官が心理の専門家のアドバイスを受けながら代表者聴取を行う方法が一番適切ではないか
 - 憲法で保障された証人に審問する権利を剥奪するものであるから、証言能力が年齢によりかなり差があることを踏まえ、司法面接でなければならない人の範囲をどう考えるのかという視点が必要であるし、被疑者として取り調べられている人についても司法面接を取り入れることを考えてほしい
 - 「特信性」を要件とする場合、これを満たすには供述の信用性を担保する外部的な状況が存在することが必要となると考えられるところ、この外部的状況として、司法面接の制度の枠組み自体に信用性を担保する状況が認められる必要があると思われるから、司法面接の聴取者、条件、手法等について、信用性を担保する状況と評価するにふさわしい一定のルールが定められ、このルールに沿った形で聴取が行われることが必要ではないか
 - 司法面接的手法による聴取の状況を録画する際は、子供の表情だけでなく、その周囲に誰がどのように座っていたのか、親等の付添人の動静、聴取者の動静等を明確に記録に残し、検証できるようにしておくべき
- ⑦ 特別に証拠能力を認める規定を設ける場合における検討課題**
- 司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体につき、反対尋問を経ないで証拠能力を認める規定については、供述者の死亡や所在不明等のおよそ証人尋問ができない類型とは異なり、弁護士等が被害者の供述の信用性を争って証人尋問請求をした場合、裁判所としては、同媒体だけでは信用性の判断が難しく、証人の採用を検討せざるを得ないこともあると思われる。取り分け、証拠の内容を確認していない公判前整理手続の段階では、証人尋問の必要性を否定することが困難な場合も少なくないと思われるし、検察官においても、同媒体の証拠能力が否定された場合や同媒体以外で立証したいと考えた場合には、証人尋問を請求する可能性もあると思われるから、証人尋問請求権との関係をどう整理するのかという視点も踏まえて、制度の創設やその要件を慎重に議論する必要がある
 - 司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を主尋問に代替する規定については、尋問開始直後から追及的な反対尋問を受けることも考えられ、かえって二次被害を招くことにならないかという懸念がある。また、主尋問が反対尋問と近い時期に行われる通常の証人尋問の場合と比べて、反対尋問時の供述者の供述が曖昧になることが想定され、供述の正確性等を確認することが難しくなる場面が増えるように思われる。現在の証人尋問においても、証人尋問の時点での記憶を確かめる質問には答えられるものの、過去のある時

点の記憶を確認されると答えに詰まって、証人が混乱することがあるが、同媒体を主尋問に代替する場合には、反対尋問は司法面接時の供述を前提に進むと思われるところ、尋問時の記憶をよく確認されないまま反対尋問が始まると、証人が尋問時の記憶を述べているのか、過去の司法面接時の記憶を述べているのかが一層分かりにくくなり、供述の信用性の判断が難しくなるように思われるから、このような規定を設ける必要性を十分議論した上で、その要件等を慎重に検討する必要がある

- 司法面接的手法による聴取で得られた供述が常に正しいわけではないから、証拠能力を認めるには、その供述を裏付ける独立した証拠を要することの検討が必要。また、被害に遭ってすぐに警察に行く人は少ないので、聴取の前に事件について保護者等と話している可能性が高いから、全ての事件で記憶汚染の可能性があると考え、誰とどのような話をしたかに関する資料を集めておく必要があるし、録音・録画記録媒体の証明力を検証するため、親や捜査官など、聴取の前に被害者に接した者の供述の突き合わせや、検察官等の聴取者の能力について証人尋問を行うなどの必要がある